

平成29年度徳島県農業会議事業計画

I 事業実施方針

農業・農村地域を取り巻く状況は、農業就業人口の減少、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が進む中、農業者の所得の向上、新規参入の促進が喫緊の課題となっている。

一方、昨年末の臨時国会においてTPP（環太平洋経済連携協定）の承認がなされたが、米国トランプ政権発足によりTPP発効が不透明な中、貿易交渉を巡る情勢が大きく変わろうとしている。

こうした中、政府は、農業者の所得向上に向けて、生産資材の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革、人材力の強化、収入保険制度の導入、戦略的輸出体制の整備等を柱とする「農業競争力強化プログラム」を決定し、成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取り組み強化を進めている。

また、県においても、十年後、さらにはその先を見据え、持続可能で競争力のある農林水産業の実現を目指し、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の第3期計画を策定し、社会・経済状況の変化に適確に対応し、所得向上を図るとともに、次代を担う人材の育成に取り組もうとしている。

このような状況の中、農業委員会組織においては平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、農業委員会は農地の権利移動に関する許認可業務に加えて、担い手への優良農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の「農地利用の最適化の推進」が必須業務となり、農地利用の効率化及び高度化の促進に向けて農業委員会の役割はますます重要性を増している。

また、農業会議は一般社団法人となり「農業委員会ネットワーク機構」として知事の指定を受け、農業委員会相互の連絡調整並びに効率的かつ効果的に業務を実施している農業委員会に関する情報提供、農業委員等の資質の向上に向けた各種講習・研修会等、農業委員会業務を支援する組織体制として再構築された。

本県では平成29年度に改正農業委員会法の下、19市町村において市町村長が任命する新たな農業委員が誕生するとともに、農地利用最適化を推進するために新たに農地利用最適化推進委員推進委員も新設される。

農業会議では各農業委員会において「農地利用の最適化の推進」の業務が効率的かつ効果的に実施されるよう農業委員並びに農地利用最適化推進委員に対する研修を強化し、特に、農業委員会と農地中間管理機構が行う農地の利用調整活動と密接に連携するよう働きかけを行うことにより、担い手に対する農地の利用集積・集約化が加速的に進むよう支援する。

さらに、農業経営の法人化や経営改善指導、農業一般に関する調査や情報提供活動を行い担い手に対する支援活動を充実させるとともに本県の農業施策がさらに積極的に展開されるよう農業・農村現場の意見をくみ上げ、農村現場が抱える諸課題を反映させた「平成30年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」を行う。

また、担い手対策や耕作放棄地解消対策を推進してきた「県担い手育成総合支援協議

会」の活動も引き続き実施するとともに、県農業法人協会・認定農業者連絡協議会等の業務運営も実施する。

II 事業計画

1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会組織活動推進のための諸会議

2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく事項について常設審議委員会で審議・審査し、その意見を答申する。

3 農政活動事業

農業委員会等を通じて、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見や農政課題に対する政策提案を、「平成30年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」として実施する。

4 機構集積支援事業

改正された農業委員会法・農地法等の周知・徹底はもとより、新たに農業委員会の必須業務に加わった担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化の推進」事務が効率的かつ効果的に実施されるよう農業委員会を支援するとともに、新体制となる19農業委員会の円滑な移行を支援し、農業委員や農地利用最適化推進委員の資質向上のための研修の充実を図る。

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員等の研修の充実

新体制となる農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、農業委員会制度や農地の権利移動や転用事務等についての研修を行うとともに、新たに農業委員会の必須業務に加わった農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等について具体的な事例を交えた研修会を開催し資質の向上を図る。

また、農業委員会職員を対象に効率的かつ効果的な業務推進について、グループ討議等を交えた研修を実施する。

(2) 農業委員会活動の強化対策

法令業務の適正・的確な執行と担い手への農地の利用集積・集約化の活動、新規就農

者や一般企業からの農業への新規参入等多様な担い手の確保・育成など、地域農業の維持に向けた活動を効率的かつ効果的に実施するため、各農業委員会における「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定・実践づくりを支援するとともに、活動計画の点検・評価等について助言指導を行う。

(3) 農地情報の整理・提供業務の推進

農業委員会に対して、平成29年4月1日から本格稼働する農地情報公開システムフェーズ2の運用について指導・助言を行う。

また、同システムを活用して、農地に関する情報を整理し、整理した情報を、関係行政機関、関係地方公共団体、農地中間管理機構、新規参入者、新規参入予定者、農業経営者等に対して、広く情報発信を行う。

(4) 農地パトロール月間の設定・監視活動の強化と利用意向確認の徹底

遊休農地の発生防止と解消、農地の無断転用防止、不法投棄対策等の啓発活動を集中的・効果的に実施するため7月～8月を県下統一の「農地パトロール月間」として位置づけ、各農業委員会において農業委員並びに農地利用最適化推進委員による農地パトロールが効率的に実施されるよう指導を行う。

また、農地パトロールで明らかになった遊休農地の所有者に対して11月に利用意向調査を実施するよう指導するとともに、意向確認の徹底を図り、農業委員会と農地中間管理機構が連携した農地利用がスムーズに行われるよう巡回指導等の強化を図る。

(5) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する全国的な基礎調査や、新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備のための調査

5 新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動

農村地域の守るべき農地と担い手を明確にするため、「人・農地プラン」をはじめとする地域での話し合いの場づくりが重要である。

このため農業委員会組織が市町村の関係部局に積極的に働きかけ、地域の農地利用について合意形成を図るとともに、認定農業者等の掘り起こしや担い手が不足している地域における集落営農や新規参入の推進を行い担い手の確保と農業経営の合理化及び高度化に向けた支援を強化する。

また、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との交換会等を開催し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた意見を市町村長等に提出する政策提案活動の充実を図るとともに農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動の強化を図る。

このように農業委員会組織が期待されている役割を果たし、目に見える成果を上げていくために、つぎの4点を運動目標に掲げ「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運

動」を展開する。

- (1)担い手の農地利用集積率8割、遊休農地ゼロに向けた取り組み強化
- (2)担い手の確保と経営の合理化及び高度化に向けた支援の強化
- (3)地域の声を取りまとめた「意見の提出」を全農業委員会でを行い、農業施策等への反映
- (4)農業・農村の実体と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動の強化

6 受託事業

(1)農業者年金業務指導等事業

農業者年金事業、経営移譲・経営継承等の相談など農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に年金業務の支援を行う。

また、年金業務に関連する農地・相続・贈与等の相談活動並びに農業者年金への新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに、特別研修会や巡回指導等を実施することにより農業者年金の必要性について理解を求める。

(2)農の雇用事業

農業法人等が新規就業者を新たに正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援し、農業分野における雇用の確保とこれからの農業の担う人材を育成する。

(3)新規就農相談事業

新規就農希望者は農業に対する基礎知識や技術、農業用資産が不足しており、独立就農には高いハードルがある。そうした新規就農希望者に「雇用による就農」を通じて農業技術・知識を身につけてもらうため、農業法人等への就業を希望する者と農業法人等とのマッチングを行うとともに、新規就農希望者に情報提供・相談活動を実施する。

(4)情報提供推進事業

農業委員会が組織運動を展開するための情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組むとともに、改正された農業委員会法等の新たな制度等の普及・浸透を図り、農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速化させるため、全国農業図書の普及推進に努める。

また、全国農業図書を農業委員の資質向上や農業委員会の活動強化にも活用する。

(5)農業の魅力発信就農コーディネート事業

新規就農相談センターにおける失業者等に対する就農・就業相談活動を実施するとともに、無料職業紹介、無料職業紹介のネットワーク体系の整備、ニーズに即した就農、生活関連情報の収集・提供、就農支援資金の貸し付け促進等を実施するほか、インターネットを通じた情報提供活動を充実する。

(6)とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について研修費支援を行うことを通して本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

(7)人に優しい安全安心農業推進事業

県内では、毎年、農作業死亡事故が5件程度発生しているため、農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図り、農作業事故を防止する。

(8)高次GAPレベルアップ支援事業

JGAP等の高次元のGAPの認証取得を目指すとくしま安2農産物認定生産者等に対し、高次元のGAPの専門家やアドバイザー等を派遣することにより、高次元のGAPへの取り組み及び認証取得を支援する。

(9)新農業経営法人化支援事業

農業者等から経営改善に向けた様々な相談に対応できるよう法人化相談窓口を設置するとともに、農業者や農業法人等に対して、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等を派遣し、法人化に必要な手続や法人経営の経営改善等について助言・指導を行う。

また、法人化を検討している農業者を対象に法人化や集落営農のメリット等についての研修会を開催する。

Ⅲ 情報提供活動の強化

農業委員会組織は、農業者に対して正確な農政情報の提供と農業施策の普及浸透について成果をあげることが期待されており、農業委員等が行う地域活動の中で、農業委員と農業者等との「絆」を強める取り組みが重要となる。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③さらに情報を活用した「人づくり、経営づくり、地域づくり」に向けて、全国農業新聞並びに全国農業図書を活用した情報提供を行う。

また、各農業委員会の独自情報として「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行を通じて農業委員会組織の情報提供活動の一層の強化を図る。

Ⅳ 付帯業務の実施(農委法第40条第2項第6号)

平成29年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- 1 徳島県担い手育成総合支援協議会及び徳島県認定農業者連絡協議会の業務運営
- 2 徳島県農業法人協会の業務運営
- 3 NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- 4 新規就農相談センター、無料職業紹介所(許可番号:36△00002)の業務運営
- 5 労働保険事務組合の業務運営(農業者のための労災保険窓口)